



2022年5月13日

各位

会社名 大豊建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 大隅 健一
(コード番号1822 東証プライム)
問合せ先 執行役員管理本部総務部長 小野 剛史
(TEL03-3297-7000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について2022年6月29日開催予定の第73回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 電子提供措置等

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 取締役の員数

経営体制の強化充実を図るため、当社定款第19条の取締役の員数を10名以内から14名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p><新設></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p>	<p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 18 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>(取締役の員数) 第 19 条 当社の取締役は、<u>14</u>名以内とする。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2022 年 6 月 29 日（予定）

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 29 日（予定）

以 上